

訴訟事件の判決について

1 事件名

決定取消等請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区外1名

3 訴訟の経過

令和4年(2022年) 4月 3日 東京地方裁判所に訴えの提起

5月18日 訴状送達

令和5年(2023年)10月 5日 東京地方裁判所で一部却下、一部棄却判決
の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、東京都の児童相談所及び中野区の支援施設が原告及び原告の子に必要な支援を行わなかったことにより精神的苦痛を受けたなどと主張し、原告の子に対する児童福祉施設入所措置決定の取消しを求めるとともに、3,282,260円の損害賠償金の支払を求めるものである。

5 請求の内容

- (1) 原告の子に対して東京都の児童相談所長が行った児童福祉施設入所措置決定を取り消す。
- (2) 被告らは、原告に対し、連帯して金3,282,260円を支払え。

6 判決

(1) 主文

ア 本件訴えのうち、児童福祉施設入所措置決定の取消しを求める部分を却下する。

イ 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 東京都の児童相談所長がした児童福祉施設入所措置決定（以下「本件処分」という。）は、令和4年4月1日の中野区児童相談所の設置により、中野区児童相談所長が行った処分とみなされるから、本件取消訴訟は中野区を被告として提起しなければならず、被告東京都は本件取消請求に係る訴えの被告

適格を欠く。

イ 中野区児童相談所長は本件処分を解除したものであり、これにより本件処分によって原告の権利利益に及ぼされる不利益は消滅したから、被告中野区に対する本件取消請求に係る訴えは訴えの利益を欠く。

ウ 被告東京都の職員及び被告中野区の職員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行為をしたとは認められないことから、被告らの職員の行為はいずれも国家賠償法上違法であるとは認められない。